



地方厚生(支)局医療課長 都道府県民生主管部(局) 国民健康保険主管課(部)長 都道府県後期高齢者医療主管部(局) 後期高齢者医療主管課(部)長

厚生労働省保険局医療課長 (公印省略)

厚生労働省保険局歯科医療管理官 (公印省略)

検査料の点数の取扱いについて

標記について、「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」 (令和4年3月4日付け保医発0304第1号)を下記のとおり改正し、令和5年5月25日から適用するので、貴管下の保険医療機関、審査支払機関等に対して周知徹底をお願いいたします。

記

- 1 別添1第2章第3部第1節D006-14(1)を次のように改正する。
- (1) FLT3遺伝子検査は、急性骨髄性白血病(急性前骨髄性白血病を除く。)の骨髄液又は末梢血を検体とし、PCR法及びキャピラリー電気泳動法により、抗悪性腫瘍剤による治療法の選択を目的として、FLT3遺伝子の縦列重複(ITD)変異及びチロシンキナーゼ(TKD)変異の評価を行った場合に、患者1人につき1回に限り算定する。

◎「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」(令和4年3月4日付け保医発0304第1号)

改正後 行 別添1 別添1 医科診療報酬点数表に関する事項 医科診療報酬点数表に関する事項 第1章 (略) 第1章 (略) 第2章 特揭診療料 第2章 特掲診療料 第1部・第2部 (略) 第1部・第2部 (略) 第3部 検査 第3部 検査 第1節 検体検査料 第1節 検体検査料 第1款 検体検査実施料 第1款 検体検査実施料  $D 0 0 0 \sim D 0 0 6 - 13$  (略)  $D 0 0 0 \sim D 0 0 6 - 13$  (略) D 0 0 6 -14 F L T 3 遺伝子検査 D 0 0 6 -14 F L T 3 遺伝子検査 (1) FLT3遺伝子検査は、再発又は難治性の急性骨 (1) FLT3遺伝子検査は、急性骨髄性白血病(急性) 前骨髄性白血病を除く。)の骨髄液又は末梢血を検体 髄性白血病(急性前骨髄性白血病を除く。)の骨髄液 とし、PCR法及びキャピラリー電気泳動法により、 又は末梢血を検体とし、PCR法及びキャピラリー 抗悪性腫瘍剤による治療法の選択を目的として、F 電気泳動法により、抗悪性腫瘍剤による治療法の選 LT3遺伝子の縦列重複(ITD)変異及びチロシ 択を目的として、FLT3遺伝子の縦列重複(IT ンキナーゼ (TKD) 変異の評価を行った場合に、 D)変異及びチロシンキナーゼ (TKD)変異の評 患者1人につき1回に限り算定する。 価を行った場合に、患者1人につき1回に限り算定 する。 (2) (略) (2) (略)  $D 0 0 6 - 15 \sim D 0 2 5$  (略)  $D 0 0 6 - 15 \sim D 0 2 5$  (略) 第2款 (略) 第2款 (略) 第2節 削除 第2節 削除 第3節・第4節 (略) 第3節・第4節 (略) 第4部~第13部 (略) 第4部~第13部 (略) 第3章 (略) 第3章 (略)